

「[僑外投資負面表列-禁止及限制僑外人投資業別項目](#)」

(「華僑・外国人投資のネガティブ・リスト-華僑、外国人投資禁止および制限項目」)

2018年2月8日行政院院台經字第1060040804号令修正發布

一、外国人、華僑投資禁止業種

中分類番号	中分類業種	細分類業種	項目	主務機関	備考
18	化学原料、肥料、窒素化合物、プラスチックゴム原料および人造繊維製造業	1810 化学原料製造業	軍事用のニトログリセリンの製造 (火薬の元となり公共安全などに関わるもの)	国防部	
			水銀法塩基塩酸	經濟部	国民待遇
			国連の化学武器禁止公約管制リストに載る化学物資甲類化学品	經濟部 国防部	国民待遇
			CFC、ハロン、トリクロエタン、四塩化炭素など	環境保護署	国民待遇
19	その他化学製品製造業	1990 未分類のその他化学製品製造業	軍事用の火薬信管、導火剤、起爆剤	国防部	
24	金属基本工業	2499 未分類のその他金属基本工業	金属カドミウム精製工業	經濟部	国民待遇
29	機械設備製造業	2939 その他汎用機械設備製造業	軍事用の火器、武器システム製造、銃器修理、弾薬、射撃制御装置(軍事航空機は含まない)、高エネルギー武器システム(レーザー、マイクロ波、電磁銃など)およびその他のハイテク武器システム	国防部	
49	陸上運送業	4931 バス旅客業	路線バス、長距離バス業を含む	交通部	華僑は禁止対象外
		4932 タクシー業			
		4939 その他旅客輸送自動車業	観光バス業		
54	郵便および速達業	5410 郵政業		交通部	国民待遇
60	ラジオ、テレビ番組制作放送業	6010 ラジオ放送業	無線ラジオ放送業	国家通信放送委員会	
		6020 テレビ番組制作放送業	無線テレビ放送業(衛星放送事業は含まない)		
64	金融仲介業	6415 郵便貯金為替業		交通部 行政院金融監督管理委員会	国民待遇

中分類番号	中分類業種	細分類業種	項目	主務機関	備考
69	法律および会計サービス業	6919 その他法律サービス業	民間公証人サービス	司法院	華僑は禁止対象外
93	スポーツ、娯楽およびレジャーサービス業	9323 特別娯楽業		經濟部	

二、華僑、外国人投資制限業種

中分類番号	中分類業種	細分類業種	項目	主務機関	備考
01	農、牧業	0111 稲作栽培業		農業委員会	
		0112 雑糧栽培業	小麦、そばおよびはと麦の栽培は含まない		
		0113 特用作物栽培業	薬草及びヘルスケア特用作物（茶を除く）の栽培は含まない		
		0114 野菜栽培業	有機野菜、施設栽培（植物工場に限る）野菜の栽培は含まない		
		0116 食用菌茸栽培業			
		0119 その他農作物栽培業			
		0121 牛飼育業			
		0122 豚飼育業	繁殖豚飼育		
		0123 鶏飼育業	繁殖鶏飼育		
		0124 鴨飼育業	繁殖鴨飼育		
		0129 その他牧畜業			
02	林業			農業委員会	華僑は制限対象外
03	漁業			農業委員会	
10	たばこ製造業			財政部	国民待遇
18	化学原料、肥料、窒素化合物、プラスチックゴム原料および人造繊維製造業	1810 化学原料製造業	ニトログリセリンの製造（火薬の元となる公共安全などに関わらないもの）	国防部	
27	パソコン、電子製品および光学製品製造業		軍事計器設備	国防部	

中分類番号	中分類業種	細分類業種	項目	主務機関	備考
31	その他輸送機器および部品製造業	3190 未分類のその他輸送機器および部品製造業	軍用航空機の製造、修理組立	国防部 經濟部	
33	その他製造業	3399 その他の未分類製造業	象牙加工	農業委員会	国民待遇
35	電力および燃料供給業	3510 電力供給業	電力輸送配置業	經濟部	
		3520 気体燃料供給業	パイプ・ラインによる気体燃料供給業	經濟部	
36	用水供給業	3600 用水供給業	水道業	經濟部	
50	水上運送業	5010 海上運送業	船舶輸送	交通部	華僑は制限対象外
		5020 内河および湖泊水運業			
51	航空輸送業	5100 航空輸送業		交通部	華僑は制限対象外
52	輸送補助業	5260 航空輸送補助業	空港グランドハンドリング、機内食製造業、空港経営管理	交通部	1. 華僑は制限対象外 2. 条約または協定に別の定めがある場合は制限対象外。
60	ラジオ、テレビ番組制作放送業	6020 テレビ番組制作放送業	衛星放送テレビ事業（衛星放送向け番組供給事業）	国家通信放送委員会	
61	電信業		有線ラジオ・テレビ放送システムの経営、衛星ラジオ・テレビ放送事業（衛星ラジオ・テレビのライブ放送サービス事業）又は第一類電信業	国家通信放送委員会	
69	法律および会計サービス業	6912 行政書士業	土地登記事業代理サービス	内政部	

備考：

1. 社会保険業、学校、病院等は公益法人に属し、営利事業ではないため、ネガティブ・リストに記載しない。

2. 本リストの業種分類方式は行政院が2016年1月1日に実施した「中華民国業種標準分類」(第十次修正)による。

(注) 国民待遇:かかる業種について、台湾国民に対しても同様の投資規制(禁止・制限)が行われている状態をいう。